

そうだ!! 5月3日(憲法記念日)は 「ながさき9条フェスタ」に行こう!

長崎公会堂前広場 13:20~

憲法を守れ! ストップ戦争への道! ながさき集会



今、私たちは歴史の重大な分岐点に立っています。安倍政権は、特定秘密保護法、国民投票法、教育の国家統制、武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権の容認、そして自衛隊派兵恒久法と、「戦争ができる国」への道をまっすぐに進んでいます。その先にあるのは9条の破壊です。戦争への道か、9条がかかげる平和への道をすすむのか。いまこそ、行動するときです。9条の素晴らしさを分かち合いたい、守りたい、未来につなげたい。憲法記念日のこの日、あらためて手をつなぎあいましょう。大切な人々のために。未来の子どもたちのために。

5/3 (日・憲法記念日) 公会堂前広場

イスはありませんので、それぞれ敷物をご準備ください。

- 13:20~オーフニング(うたごえ)
- 13:30~14:20 集会(リレートーク)
- 14:20~15:00 ピース9ウォーク



公会堂前→賑橋左折→旧勧業右折→観光通り→ハマクロス411前→鉄橋

メッセージボードやゼッケン、横断幕などを持ち寄って行進しましょう!

主催:「ながさき9条フェスタ」実行委員会
連絡先/市民運動ネットワーク長崎内 FAX 095-822-4098
(小雨決行。雨天時間い合わせは 090-2512-0203)

この集会は皆様の賛同
カンパで賄っています。
ご協力をお願いします。

長崎高教組新聞

発行 7850-0013 長崎市中央2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
編集責任者 小田 誠
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp

昨年(7月1日)安倍政権は「自衛のための武力行使の『新3要件』」を提示し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。このことは、戦争を放棄し、戦力と交戦権を否認した日本国憲法の恒久平和主義を完全に蹂躪し、「集団的自衛権は違憲」としてきた従来の憲法解釈を変更するものであります。同時に、国会(国民)の議論を経ず、閣議で決定するという立憲主義を破壊する暴挙でした。

そして今、安倍政権は「戦争する国づくり」を露骨にめざして、「米軍等の部隊防護のための武器使用」を可能にし、「在外邦人救出のための自衛隊投入、妨害排除のための武器使用」を認める自衛隊法の改正をはじめと、有事の際の国や自治体の役割を定めた国民保護法や有事の際に自衛隊が行う停船検査などを定めた海上輸送規制法などの「有事法制」戦争法制の成立をすすめています。

本は戦後70年間、「平和国家」として歩んできたアメリカの要求で自衛隊が作られ、海外に派兵され、周辺事態法などの有事法制もつくられました。しかし、派兵は慎重なうえに慎重に行われ、海外での戦争は許さず、その結果自衛隊は海外で1発も撃たず、誰も殺さず、1人も戦死しませんでした。その日本の「平和的貢献」は評価されることはあっても、国際社会から非難されてはいけません。

報道ステーションの4月中旬の世論調査の一部を紹介します。「集団的自衛権の行使」認める: 26% 認めない: 55% 分からない: 19%

「自衛隊法の改正などの今国会での成立」今国会で成立: 14% 今国会にこだわらず時間をかけて審議すべき: 63% 廃案にすべき: 21%

「新3要件」①わが国に対する武力攻撃が発生した場合、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合 ②これを排除し我が国

9条に象徴される平和憲法を掲げて日



ぞす安倍政権の暴走に国民世論は与していません。5月中旬に法案が一括で提出され、6月審議に突入します。すべての「有事法制」戦争法制を「有

戦場に送ってはならない」との思いを強め、「憲法記念日」の午後、公会堂前に集まりましょう。

《個別の自衛権》自国が攻撃された時に自衛のために武力行使する権利 《集団的自衛権》同盟国が攻撃された時に一緒に反撃する権利 《集団安全保障》侵略行為をした国を諸外国が団結して制裁を加える体制

の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないこと ③必要最小限の実力行使にとどまるべきこと

もう一度確認しておこう

14確定交渉で実現した 今年度からの改善点

- 部活動指導手当等の教員特殊業務手当の増額
 - 部活動指導手当: 2400円→3000円
 - 公式戦等の引率手当: 3400円→4250円
 - 修学旅行等の泊を伴う引率の手当: 3400円→4250円 など
- 夏季休暇の日数及び取得可能期間の拡大
 - 【日数】年間3日→5日
 - ※再任用の短時間勤務者や非常勤講師は1週間の勤務日数によって夏季休暇の日数が変わります。
 - <再任用短時間勤務者>
 - 週5日勤務...5日 4日勤務...4日 3日勤務...3日
 - <非常勤講師>
 - 週5日勤務...4日 4日勤務...3日 3日勤務...2日 2日勤務...1日
 - 【取得可能期間】7~9月→6~10月 (10月については所属長の承認が必要)
- 病気休暇の特定疾患の対象拡大
 - 56疾患→110疾患 (一覧は厚労省HPで確認してください)
 - ※特定疾患の場合、通常の日数の倍の年間180日まで病休がとれます。
- 教育職の週休日の振替期間の拡大
 - 前4週後8週→前4週後16週
 - ※4月下旬の公式戦引率の振替も夏休みまで可能です。早めに振替日を確定してしっかり休みましょう。
- 介護休暇(短期の介護休暇も含む)の取得要件の緩和
 - 祖父母・孫・兄弟姉妹等の介護にかかる「同居要件」の撤廃

労働法制の大改悪を許すな!

—全労連・県労連が談話・声明を発表—

安倍政権は4月3日、「高度プロフェッショナル制度」という名称で労働時間規制の適用を除外する制度の創設や裁量労働制の拡大などを含む労働基準法等の改正案を閣議決定し、国会に提出しました。これに対して全労連は即日、法案の撤回を求め、長崎県労連も8日に、閣議決定に抗議し、長時間労働等への規制強化を求める大場議長声明を発表しました。

全労連の事務局長談話は、次のような点を指摘しています。

①同法案は、法案要綱を審議した労働政策審議会の答申にさえ「認められない」という労働者代表委員の意見が付けられたように、三者構成という基本原則を逸脱し、経営者側の主張に偏重した瑕疵のある法案である。

②「高度プロフェッショナル制度」については、労働者に対して労働時間の裁量を保障する規定もなく、成果達成に向けた業務命令のもと、際限のない長時間労働になることは必至で、「過労死促進法案」にほかならない。

③今回の法案の本質は、8時間労働制という労働者保護法制の根幹を掘り崩すものであり、このような改悪が実現すれば、労働者は無権

利状態に置かれ、いつもの長時間労働に駆り立てられることは明らかである。

県労連の大場議長声明では、3月26日に労働弁護団の主催で開催された「労働法制改悪に反対する学習会」に、長崎県労連だけでなく長崎地区労働者が集まって、労働法制の改悪に強く反対していくことが議論されたことにふれながら、次の2点を強く求めました。

①労働時間規制の適用除外の新制度や裁量労働制の対象拡大などを行わないこと。

②労働者派遣法の規制緩和とは行わず、「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること。

労働法制の大改悪を阻止するため、全労連は「労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める国会請願署名」をよびかけています。

改悪法案が国会に提出された今、この署名を急いで集めることが重要です。

写真は「労働法制改悪に反対する学習会」



馬場隆書記長



今年度で連続6期目(通算9期目)の書記長を務めさせていただきことになりましたが、「今年度は」という思いがあるとりくみが二つあります。

一つは、安倍政権がすすめる「戦争する国づくり」にストップをかける

となくみです。私が最初に本部役員に立候補したのは、1992年度の役員選挙でした。米軍を中核とする多国籍軍による湾岸戦争が始まったのが91年の1月。その後から、自民党政府によって自衛隊の海外派兵が画策され始め、PKO協力法案が国会に提出されました。そうした情勢の中で、憲法の平和主義を守るという思いを抱き、守りたいという思いを立候補の所信表明として書いておきました。そういう意味では、私の専従役員としての原点と

寺田杉書記次長



教文を担当しています。教員にとって必要なことは何か、それは文化に触れること、自分の文化を持つことだと思えます。もちろん担当教科の指導法や知識をより深化させることは言うまでもありません。かつて、自宅研修があった時代、同僚の先輩教師が夏休みすべてを海外旅行に充て、2学期はその見聞、体験をもとに授業をされていたことを思い出します。勉強は一人でもできますが、学びは一人ではできないものです。だから学校があります。生徒の学びをより豊かにさせるために、一人ひとりの教員の文化が学びに奥行

きを持たせるのだと思います。旅行や趣味(読書、映画鑑賞、観劇、名画・美術品・音楽鑑賞、楽器演奏、歌、歌舞伎、寄席、調理等)、各ボランティア参加など教員世界とは異世界の文化に直接、間接的に触れることは大切だと思えます。そして多様な文化に触れるそれだけの時間の余裕が社会の中で保障されなければ、教育に携われないのではないでしょう。

その意味で教員の地位は特別のものであり、逆にそうでなければ人に何かを教えることはできないのだと思えます。教研では、その文化を土台に多様な切り口での授業・教育実践がレポート報告されます。内容はもとよりそのレポートの「匂い」を感じ、その魅力の一つと思えます。研修は教員に保障されている権利です。県教

今泉宏執行委員



執行委員5年目になりました。今泉です。このたびも信任をいただきありがとうございます。私にはこの春の人事異動で鳴滝高校夜間部から長崎工業全日制へ異動になりました。高教組本部が少し遠くなりましたが、新たな気持ちで頑張っていきたいと思っております。

9年間定時に勤務していたため、多忙であるの自覚率が高いです。ドイツ、フランスなどが6%前後であるのに対し日本は15%と高く、91年の7%から四半世紀で倍増し、7か国中最も高い国になっていきます。このような背景には異常な競争教育があり、日弁連会長は「過度な競争教育を煽り、子どもの学習権・成長発達権を危うくするおそれが極めて高い」と声明しています。また世界の教育学者が経済協力開発機構教育局次長アン・ドレアス・シュライヒャー博士にPISA調査が「教育とは何であり、教育とはどうあるべきかについて、私たちの集団的想像力を危険なほどに狭めてしまっている」という警告が出ている。時間が選択式のテスト対策に割かれ、よりPISAに特化した「業者」

全日制の職場の感覚から自分がかけ離れているのではないかとという危機感が私の中にはあり、また、実業高校の勤務がこれまでなかったため、知らない教育現場を知りたいという気持ちもありました。こうした理由で異動したので、今回の異動の経験は今後高教組の活動に大いに活かしていきたいと思っております。

異動にあたり、前の職場で未組合の先生方に最後の「声かけ」と「組合加入お誘いの手紙」を渡してきました。そうして中、私よりベテランの先生方が加入を断念してくださったことは大きな喜びでした。また私は教員採

近い未来に、「あの時あなたは何をしていたのだ」と問われ、きちんと答えることができると答えることができればなりません。教育と政治は不可分のものです。まっとうな教育をすすめていくために、私たちは長崎高教組に集まっています。私たちの未来、子ども、青年の未来は、私たちが父母、保護者、子どもたちとともにつくるものです。私は組合活動を楽しんでいます。楽しみを探し、楽しんでいきましょう。今後ともよろしくお願いたします。

分会長の先生へ

5月9日実施の「教員採用試験模擬試験」にPTA等で参加出来ない臨探、非常勤の方がいいたら連絡ください。対処します。